

## 令和 5 年度運営指導結果の概要

令和 5 年度においては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症の位置付けが 5 類感染症となったことに伴い、訪問による運営指導の実施数をコロナ禍前と同程度の水準である、地域密着型サービスを 50 事業所、居宅サービスを 4 事業所、居宅介護支援を 19 事業所及び施設サービスを 6 事業所の合計 79 事業所に対して実施しました。

運営指導における主な指摘事項は、次のとおりでした。これらについては、それぞれの事業所に対して改善を求めました。

### 地域密着型サービス

#### 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(運営に関すること)

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成していない事例が認められた。
- ・介護・医療連携推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成していない。
- ・介護・医療連携推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を公表していない。
- ・事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検(自己評価)を行い、自己評価結果について、介護・医療連携推進会議において第三者の観点からサービスの評価(外部評価)を行っていない。

#### 2 夜間対応型訪問介護

(運営に関すること)

- ・夜間対応型訪問介護の提供において、居宅サービス計画に沿った内容でサービスを提供していることが事業所に保管する書類等からは確認できない。
- ・夜間対応型訪問介護計画の作成に際し、当該夜間対応型訪問介護計画の内容について、利用者の同意を得たことが、事業所に保管する書類等からは確認できない事例が認められた。
- ・サービス担当者会議等において利用者の家族の個人情報を用いることについて、文書により同意を得ていない事例が認められた。

#### 3 地域密着型通所介護

(人員に関すること)

- ・生活相談員について、指定地域密着型通所介護の提供日ごとに必要な数の生活相談員を配置していない事例が認められた。
- ・生活相談員としての資格要件を満たさない者を、生活相談員の員数に含めて配置している事例が認められた。
- ・機能訓練指導員を配置していない月が認められた。

(運営に関すること)

- ・指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対

し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ていることが確認できない事例が認められた。

- ・重要事項を記した文書を利用申込者又はその家族に対して交付していることが、事業所に保管する書類等からは確認できない事例が認められた。
- ・指定地域密着型通所介護の提供の開始に当たり、利用者の提示する被保険者証を確認していない事例が認められた。
- ・指定地域密着型通所介護の提供において、居宅サービス計画に位置付けられた曜日及び時間帯とは異なる曜日及び時間帯に指定地域密着型通所介護を提供した事例が認められた。
- ・指定地域密着型通所介護の提供において、地域密着型通所介護計画に記載されている曜日及び時間帯と異なる曜日及び時間帯にサービスを提供した事例が認められた。
- ・地域密着型通所介護計画の作成及び変更に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえていることが、事業所に保管する書類等からは確認できない事例が認められた。
- ・地域密着型通所介護計画にサービスを提供する曜日及び時間を記載していない事例が認められた。
- ・地域密着型通所介護計画が居宅サービス計画の内容に沿って作成されていない事例が認められた。
- ・地域密着型通所介護計画を利用者に交付したことが、事業所に保管する書類等からは確認できない事例が認められた。
- ・地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っておらず、その実施状況や評価について利用者又はその家族に説明していることが、事業所に保管する書類等からは確認できない事例が認められた。
- ・地域密着型通所介護従業者の勤務の体制を定めた勤務表について、地域密着型通所介護従業者の日々の勤務時間、専従の生活相談員、介護職員及び機能訓練指導員（それぞれの勤務時間帯を含む。）の配置を明確にしていない。
- ・地域密着型通所介護従業者の勤務の体制を定めた勤務表について、管理者が生活相談員又は介護職員として勤務する場合の兼務関係を明確にしていない。
- ・地域密着型通所介護従業者の勤務の体制を定めた勤務表について、生活相談員が介護職員として勤務する場合の兼務関係を明確にしていない。
- ・職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていない。
- ・非常災害に関する具体的計画（消防法施行規則（昭和 36 年 4 月 1 日号外自治省令第 6 号）第 3 条にいう消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。）を定めていない。また、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていない。
- ・サービス担当者会議等において利用者の家族の個人情報を用いることについて、文書により同意を得ていない事例が認められた。

- ・運営推進会議を開催していない事例が認められた。
- ・運営推進会議を利用者、利用者の家族、地域住民の代表者及び地域密着型通所介護について知見を有する者の参加を得ずに開催している事例が認められた。
- ・運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成していない事例が認められた。
- ・運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を公表していない事例が認められた。
- ・指定地域密着型通所介護の提供により発生した事故について、区に連絡を行っていない事例が認められた。

(介護給付費の算定及び取扱いに関すること)

- ・入浴介助を行っていない利用者に対して入浴介助加算を算定している事例が認められた。
- ・入浴介助加算( )の算定にあたり、指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して個別の入浴計画を作成したことが事業所に保管する書類等からは確認することができない事例が認められた。
- ・個別機能訓練を行う時間帯を通じて必要な数の理学療法士等を配置していないにもかかわらず、個別機能訓練加算を算定している事例が認められた。
- ・個別機能訓練加算の算定にあたり、個別機能訓練計画を作成せずに実施した個別機能訓練について個別機能訓練加算を算定した事例が認められた。
- ・個別機能訓練加算の算定にあたり、個別機能訓練を行っていない日について個別機能訓練加算を算定した事例が認められた。
- ・口腔・栄養スクリーニング加算( )の算定において、利用者の口腔の健康状態及び栄養状態に関する情報を文書等により当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していることが、事業所に保管する書類等からは確認できない事例が認められた。
- ・科学的介護推進体制加算の算定に係る情報を厚生労働省に提出していないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。
- ・利用者の居宅と指定地域密着型通所介護事業所との間の送迎を行っていない場合において、送迎を行わない場合の減算を適用していない事例が認められた。

(変更の届出等)

- ・運営規程の変更があったにもかかわらず、届出を行っていない。
- ・食堂及び機能訓練室の区画に変更があったにもかかわらず、届出を行っていない。
- ・食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室の用途を変更したにもかかわらず、届出を行っていない。

#### 4 (介護予防)認知症対応型通所介護

(基本方針に関すること)

- ・利用者が認知症であることについて医師の診断等により確認したことが、事

業所に保管する書類等からは確認できない事例が認められた。

(運営に関すること)

- ・指定認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得たことが、事業所に保管する書類等からは確認できない事例が認められた。
- ・認知症対応型通所介護計画にサービスを提供する曜日及び時間帯が記載されていない事例が認められた。
- ・認知症対応型通所介護計画の実施状況及び評価を利用者又はその家族に説明していることが、事業所に保管する書類等からは確認できない事例が認められた。
- ・サービス担当者会議等において利用者の家族の個人情報を用いることについて、文書により同意を得ていない事例が認められた。
- ・指定認知症対応型通所介護の提供により発生した事故について、区に連絡を行っていない事例が認められた。

(介護給付費の算定及び取扱いに関すること)

- ・入浴介助加算( )を算定している利用者について、当該利用者の居宅の浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していない事例が認められた。

## 5 (介護予防)小規模多機能型居宅介護

(運営に関すること)

- ・居宅サービス計画の作成に当たって行うアセスメントを、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っていることが、事業所に保管する書類等からは確認できない事例が認められた。
- ・居宅サービス計画の作成及び変更に際し、サービス担当者会議を開催していない事例が認められた。
- ・居宅サービス計画の作成及び変更に際し、サービス担当者会議を欠席した担当者に対して、照会により意見を求めたことが、事業所に保管する書類等からは確認できない事例が認められた。
- ・居宅サービス計画の作成及び変更に際し、サービス担当者会議を欠席した担当者に対して、照会により意見を求めた理由が事業所に保管する書類等からは確認できない事例が認められた。
- ・居宅サービス計画の変更に際し、居宅サービス計画の原案の内容について、文書により利用者の同意を得ていない事例が認められた。
- ・居宅サービス計画の作成及び変更に際し、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付したことが、事業所に保管する書類等からは確認できない事例が認められた。
- ・居宅サービス計画の作成及び変更に際し、担当者に対して、個別サービス計画の提出を求めたことが、事業所に保管する書類等からは確認できない事例が認められた。
- ・モニタリングにおいて、利用者の居宅を訪問し、当該利用者に面接しているこ

とが、事業所に保管する書類等からは確認できない事例が認められた。

- ・モニタリングの結果を記録していない事例が認められた。
- ・居宅サービス計画に医療サービスを位置付けた場合に、主治の医師の意見を求めたことが事業所に保管する書類等からは確認できない事例が認められた。
- ・居宅サービス計画に医療サービスを位置付けた場合に、当該居宅サービス計画を主治の医師に交付したことが事業所に保管する書類等からは確認できない事例が認められた。
- ・居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付けた場合に、居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載していない事例が認められた。
- ・居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付けた場合に、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証していない事例が認められた。
- ・小規模多機能型居宅介護計画の作成及び変更の際し、小規模多機能型居宅介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得たことが、事業所に保管する書類等からは確認できない事例が認められた。
- ・小規模多機能型居宅介護計画の作成及び変更の際し、小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付したことが、事業所に保管する書類等からは確認できない事例が認められた。
- ・従業員の勤務の体制を定めた勤務表について、従業員の常勤・非常勤の別を明確にしていない事例が認められた。
- ・従業員の勤務の体制を定めた勤務表について、管理者が介護職員又は介護支援専門員として勤務する場合の兼務関係を明確にしていない事例が認められた。

## 6 （介護予防）認知症対応型共同生活介護

（人員に関すること）

- ・夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯並びに夜間及び深夜の時間帯に共同生活住居ごとに指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供のために置かれた介護従業者について、必要な員数を確保していることが確認できない事例が認められた。

（運営に関すること）

- ・利用者の被保険者証に入居の年月日、入居している共同生活住居の名称及び退去の年月日を記載していない事例が認められた。
- ・指定認知症対応型共同生活介護を提供した際の提供した具体的なサービス内容及び実施時間を記録していない事例が認められた。
- ・利用者から支払いを受けた費用の額に係るサービス提供に当たって、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得たことが事業所に保管する書類から確認できない事例が認められた。
- ・身体的拘束等の適正化を図るために講じるべき措置について、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない。
- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会で報告された事例及び

分析結果を従業者に周知したことが事業所に保管する書類等からは確認できない状況が認められた。

- ・認知症対応型共同生活介護計画の作成及び変更の際し、利用者の心身の状況及びその置かれている環境を踏まえた上で作成したことが、事業所に保管する書類等からは確認できない事例が認められた。
- ・認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付したことが、事業所に保管する書類等からは確認できない事例が認められた。
- ・介護従業者の勤務の体制を定めた勤務表について、介護従業者の常勤・非常勤の別を明確にしていない事例が認められた。
- ・介護従業者の勤務の体制を定めた勤務表について、管理者が介護従業者として勤務する場合の兼務関係を明確にしていない事例が認められた。
- ・指定認知症対応型共同生活介護の提供に伴い発生した事故について、区に連絡していない事例が認められた。
- ・運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を公表していない事例が認められた。

(介護給付費の算定及び取扱いに関すること)

- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない場合において、身体拘束廃止未実施減算として所定単位数から減算すべき事例が認められた。

## 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(運営に関すること)

- ・施設サービス計画の作成及び変更の際し、アセスメントに当たって入居者及びその家族に面接して行ったことが、施設に保管する書類等からは確認できない事例が認められた。
- ・施設サービス計画の変更の際し、施設サービス計画の原案の内容について入居者又はその家族に対して説明し、文書により入居者の同意を得ていない事例が認められた。
- ・施設サービス計画を作成及び変更した際に、当該施設サービス計画を入居者に交付したことが、施設に保管する書類等からは確認できない事例が認められた。
- ・モニタリングを定期的に入居者に面接して行い、モニタリングの結果を記録していることが、施設に保管する書類等からは確認できない事例が認められた。
- ・昼間(午後10時から翌日の午前5時までを含めた連続する16時間である夜勤時間帯に含まれない連続する8時間をいい、原則として施設ごとに設定するものをいう。)について、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置していることが、施設に保管する書類等からは確認できない状況が認められた。
- ・指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により発生した事故について、区に連絡を行っていない事例が認められた。

- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会で報告された事例及び分析結果を従業者に周知したことが、施設に保管する書類等からは確認できない状況が認められた。

## **8 看護小規模多機能型居宅介護**

(運営に関すること)

- ・運営推進会議について、利用者、地域住民の代表者、あんしんすこやかセンターの職員、看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者の参加を得ずに開催している事例が認められた。
- ・居宅サービス計画の変更に際し、サービス担当者会議を欠席した担当者に対して、照会により意見を求めた理由が事業所に保管する書類等からは確認できない事例が認められた。
- ・モニタリングにおいて、利用者の居宅を訪問し、当該利用者に面接していることが、事業所に保管する書類等からは確認できない事例が認められた。
- ・居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付けた場合に、居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載していない事例が認められた。

### **居宅サービス**

#### **1 (介護予防)短期入所生活介護**

(運営に関すること)

- ・重要事項を記した文書を利用申込者又はその家族に対して交付して同意を得たことが、事業所に保管する書類等からは確認できない事例が認められた。
- ・短期入所生活介護計画を利用者に交付したことが、事業所に保管する書類等からは確認できない事例が認められた。

### **居宅介護支援**

(運営に関すること)

- ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行ったことが、事業所に保管する書類等からは確認できない事例が認められた。
- ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を利用申込者に交付して同意を得たことが、事業所に保管する書類等からは確認できない事例が認められた。
- ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介できるよう求めることができること等につき説明を行ったことが、事業所に保管する書類等からは確認できない事例が認められた。
- ・居宅サービス計画の作成及び変更に当たって行うアセスメントを、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っていることが、事業所に保管する書類等からは確認できない事例が認められた。
- ・居宅サービス計画の変更に際し、サービス担当者会議を開催していない事例が認められた。

- ・ 居宅サービス計画の作成及び変更の際し、サービス担当者会議を欠席した一部の担当者に対して、専門的な見地からの意見を求めていることが事業所に保管する書類等からは確認できない事例が認められた。
  - ・ 居宅サービス計画の作成及び変更の際し、サービス担当者会議を欠席した一部の担当者に対して、照会により意見を求めた理由が事業所に保管する書類等からは確認できない事例が認められた。
  - ・ 居宅サービス計画の変更の際し、居宅サービス計画の原案の内容について、文書により利用者の同意を得ていない事例が認められた。
  - ・ 居宅サービス計画の作成及び変更の際し、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付したことが、事業所に保管する書類等からは確認できない事例が認められた。
  - ・ 居宅サービス計画の変更の際し、担当者に対して個別サービス計画の提出を求めたことが、事業所に保管する書類等からは確認できない事例が認められた。
  - ・ モニタリングの結果を記録していない事例が認められた。
  - ・ 利用者が要介護更新認定を受けた場合に、サービス担当者会議を開催したことが、事業所に保管する書類等からは確認できない事例が認められた。
  - ・ 利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合に、サービス担当者会議を開催していない事例が認められた。
  - ・ 居宅サービス計画に医療サービスを位置付けた場合に、主治の医師に意見を求めたことが、事業所に保管する書類等からは確認できない事例が認められた。
  - ・ 居宅サービス計画に医療サービスを位置付けた場合に、意見を求めた主治の医師に当該居宅サービス計画を交付したことが、事業所に保管する書類等からは確認できない事例が認められた。
  - ・ 居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合に、その利用の妥当性の検討をしたことが、事業所に保管する書類等からは確認できない事例が認められた。
  - ・ 居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付けた場合に、居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載していない事例が認められた。
  - ・ 居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付けた場合に、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証していない事例が認められた。
  - ・ 介護支援専門員について、日々の勤務時間及び管理者との兼務関係を明確にした勤務表を作成していない。
  - ・ サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合に、当該利用者の家族の同意を得たことが、事業所に保管する書類等からは確認できない事例が認められた。
- (介護給付費の算定及び取扱いに関すること)
- ・ 運営基準減算に該当するにもかかわらず、減算を行っていない事例が認められた。
  - ・ 特定事業所集中減算の判定に係る書類を作成していない事例が認められた。

- ・病院又は診療所に入院していない利用者について、入院時情報連携加算を算定している事例が認められた。
- ・病院に入院していた利用者の退院に当たって、当該病院の職員と面談を行い、当該利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 1 回しか受けていないにもかかわらず、退院・退所加算( )イを算定している事例が認められた。
- ・利用者が居室(入居施設)において医師の診察を受けたときに介護支援専門員が同席し、当該利用者に係る情報の提供を行った場合において、通院時情報連携加算を算定している事例が認められた。
- ・入院中の利用者の退院カンファレンスに介護支援専門員が同席し、当該利用者に係る情報の提供を行った場合において、通院時情報連携加算を算定している事例が認められた。

## 施設サービス

### 1 介護老人福祉施設

(運営に関すること)

- ・施設サービス計画の作成に当たって、アセスメントを行ったことが、施設に保管する書類等からは確認できない事例が認められた。
- ・施設サービス計画の作成及び変更の際し、施設サービス計画の原案について、文書により入所者の同意を得ていない事例が認められた。
- ・施設サービス計画の作成及び変更の際し、当該施設サービス計画を入居者に交付したことが、施設に保管する書類等からは確認できない事例が認められた。
- ・モニタリングにおいて、定期的に入所者に面接して行っていることが、施設に保管する書類等からは確認できない事例が認められた。
- ・指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して同意を得たことが、施設に保管されている書類等からは確認できない事例が認められた。
- ・指定介護老人福祉施設の従業者の秘密保持について必要な措置を講じていない事例が認められた。
- ・指定介護老人福祉施設の従業者の勤務の体制を定めた勤務表について、生活相談員が介護職員として勤務する場合の兼務関係を明確にしていない事例が認められた。

(介護給付費の算定及び取扱いに関すること)

- ・精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に 1 回しか行われていないにもかかわらず、精神科を担当する医師に係る加算を算定した事例が認められた。
- ・機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入居者ごとに個別機能訓練計画を作成していることが、施設に保管する書類等からは確認できない事例が認められた。
- ・褥瘡が発生するリスクがあるとされた入居者ごとに、医師、看護師、介護職員、

管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していることが、施設に保管する書類等からは確認できない事例が認められた。

- ・排せつに介護を要する入居者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれるものについて、医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、当該入居者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成していることが、施設に保管する書類等からは確認できない事例が認められた。

## 2 介護老人保健施設

(運営に関すること)

- ・施設サービス計画の作成及び変更に際し、当該施設サービス計画の原案の内容について、文書により入所者の同意を得ていない事例が認められた。
- ・モニタリングにおいて、定期的に入所者と面接を行ったことが、施設に保管する書類等からは確認できない事例が認められた。
- ・入所者の被保険者証に、入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を記載していない事例が認められた。
- ・入所者の被保険者証に、退所の年月日を記載していない事例が認められた。